

横浜市マンション・団地再生コーディネーター支援事業制度要綱

制 定 建住再第 1110 号 平成 27 年 1 月 9 日

最新改正 建住再第974号 令和 7 年 3 月 24 日

(趣旨)

第 1 条 横浜市内の多くのマンション・団地が高経年化する中では、個々の管理組合等は、建物の今後の維持や再生、解体について定め、それに向けて管理・活動することが望ましい。この要綱は、管理組合等が自ら将来検討、再生活動を行う際に、勉強会や意見交換を補助し、検討や活動体制の構築ための支援を定めるものである。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) マンション・団地

横浜市内で分譲され、1 棟及び複数棟で構成される共同住宅。

(2) コーディネーター

マンション・団地の再生や市街地再開発の実績等を有し、支援のための知識及び経験等を十分に有するとして、横浜市マンション・団地再生コーディネーターの登録等に関する要領に基づき登録している団体。

(支援の内容)

第 3 条 市長は、申請者が行う将来検討、再生活動（以下「再生活動」という。）に対し、コーディネーターを派遣し補助を行う。

2 再生活動は次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) マンション・団地の改修、一棟リノベーション、敷地売却や建替え等を比較検討するための準備活動

(2) 長寿命化や、将来の解体を検討する活動

(3) 前号で検討した事項に向けた管理運営体制、管理向上のためのコミュニティ活動等の検討

3 再生活動の補助内容は、次の各号に定めるものとする。

(1) 再生活動に対する助言

(2) 再生活動に関する勉強会の講師

(3) 意見交換会等の進行補助

(4) レジメ、議事録や対応策の提言等についての簡易な資料作成

(5) 金銭の負担を伴わない範囲での他の専門家の紹介

(6) 図面作成、事業計画作成、資金計画作成等を除き、その他マンション・団地再生の活動に対する支援に資するもので、市長が特に必要があると認めるもの

4 コーディネーターの派遣は1回あたり3時間以内とし、1年度あたり5回までの派遣、合計15回、4か年を上限とする。

5 支援を受けられる組織は、一のマンション・団地につき一つまでとする。

6 支援に要する費用は市が負担する。

(申請者の要件)

第4条 支援対象とするマンション・団地は横浜市内に存し、かつ築30年以上を経過しているものとし、申請者は次に掲げる事項を満たすものとする。

(1) マンション・団地の管理組合又は活動内容について管理組合から承認を得た委員会等の組織である。

(2) 当該マンションが横浜市マンション登録制度(マンション登録制度要綱(平成16年3月31日制定))への登録がされている。

(3) マンションの管理の適正化の推進に関する法律による管理計画認定制度の認定基準のうち、次に掲げる項目を満たしている。

ア 管理組合があり、総会が年1回以上開催されている。

イ 管理規約が作成されている。

ウ 長期修繕計画が定められており、7年以内に見直しがされている。

(申請手続)

第5条 支援を受けようとする組織は、マンション・団地再生コーディネート支援事前相談書(第1号様式)に必要事項を記入し、あらかじめマンション・団地再生の活動について市長と協議するものとする。

2 前項の協議を経たうえで第3条の支援を受けようとする組織は、派遣を要請するコーディネーターを選定し、マンション・団地再生コーディネート支援申請書(第2号様式)に必要書類を添えて提出するものとする。

(申請の審査及び決定)

第6条 市長は、前条第2項の申請があった場合、速やかに内容を審査のうえ、支援の可否の決定を行い、支援を行う場合は、マンション・団地再生コーディネート支援決定通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

2 市長は、前項の支援を決定するに当たり、必要と認められる場合は申請者と協議のうえ内容の修正を求めることができる。

- 3 市長は、第1項の支援を決定するに当たり、予算の範囲内で派遣回数や支援内容等を決定できるものとする。
- 4 市長は、第1項の支援を決定したときは、選定されたコーディネーターに対し、団地再生コーディネーター支援決定通知書（第3号様式）の写しにより支援を依頼するものとする。なお、コーディネーターの選定に関する取扱基準は別途定めるものとする。

（支援の停止）

第7条 市長は、支援の決定を受けた者が本要綱の趣旨に反し、若しくは支援の目的を達成することができないと認めた場合又は次の各号に該当するときは、支援を停止することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援を受けたとき
 - (2) 本事業による支援を当該事業以外の用途に使用したとき
 - (3) 支援の決定の内容及びこれにつけた条件又は法令に違反したとき
- 2 市長は、前項により支援を停止したときは、速やかにその内容を通知しなければならない。
 - 3 市長は、第1条の規定により支援を停止し、これまでの活動内容が不適と認める場合は、申請者に対し期限を定めて支援に要した費用の弁済を命じることができる。

（支援を受けた者の責務）

第8条 支援を受けた組織は、当該年度の活動内容について、当該マンション・団地の権利者に周知を図るよう努めるものとする。

- 2 支援を受けた組織は、当該年度中または翌年度中に行われる横浜市のマンション施策に関する調査や検討に協力するよう努めるものとする。
- 3 支援を受けた組織は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に基づくマンションの管理に関する計画の作成及び認定を受けるよう努めるものとする。ただし、活動の結果によって建替え等の推進が決議された場合は除く。

（市長の責務）

第9条 市長は、本制度の適正な運営を期するため、必要に応じて支援を受けている者、及びコーディネーターに対し、情報提供、助言、指導及び監督を行う。

（コーディネーターの業務）

第10条 コーディネーターは、本制度の趣旨を十分に理解し、誠実に業務を行わなければならない。

- 2 コーディネーターは、派遣の都度、活動の状況を市長へ報告する。
- 3 コーディネーターは、年度の支援終了後14日以内に、マンション・団地再生コーディネーター支

援完了報告書（第4号様式）を市長に提出する。

- 4 コーディネーターは、前項の完了報告書を提出後、速やかに、マンション・団地再生コーディネート支援にかかる費用を請求する。
- 5 コーディネーターは、本制度により取得した個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止について、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（担当窓口）

第11条 横浜市マンション・団地再生コーディネート支援事業についての事務は、建築局住宅再生課が行う。

（委任業務）

第12条 市長は、本業務の一部を委託することができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は建築局長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年1月9日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（適用除外）

- 2 第4条第3号の基準は施行の日にすでに一回以上本制度の支援を受けたマンション・団地には適用しない

横浜市 長

(申請者)

団 体 名 _____

住 所 _____

代 表 者 (職) _____

職・氏名 (氏名) _____

連 絡 先 _____

※日中連絡が (電話) _____

つく連絡先 (E-mail) _____

マンション・団地再生コーディネート支援事前相談書

マンション・団地 の概要	(所在地)	
	(住棟数)	(住戸数)
	(建築年)	(構造) 造
活動の目的・内容 (簡潔に記入して ください)		

事務局使用欄	受付日	面談日
--------	-----	-----

活動の目的・内容（出来るだけ詳しく記載してください）

横浜市 長

(申請者)

団 体 名 _____
住 所 _____
代 表 者 (職) _____
職・氏名 (氏名) _____
連 絡 先 _____
※日中連絡が (電話) _____
つく連絡先 (E-mail) _____

マンション・団地再生コーディネータ支援申請書

支援を受けて行う活動の目的と内容（概要）		
希望するコーディネーター（団体名）		
派遣開始希望日	(第1希望) 年 月 日	(第2希望) 年 月 日
過去にコーディネータ支援を受けた年度		
マンション登録制度登録番号		
添付書類	1 理事会等の承認を証する書面（理事会議事録等） 2 支援を受ける体制（名簿） 3 その他、必要とする書類	

活動の目的・内容（出来るだけ詳しく記載してください）

案内図（別紙可）

支援の要件

- 築30年以上のマンションであること
- 申請者はマンション・団地の管理組合又は管理組合から承認を得た委員会等の組織であること
- マンション登録制度へ登録していること（既登録の場合は最新の情報に更新）
- 管理組合があり、総会が年1回以上開催されていること
- 管理規約が作成されていること
- 長期修繕計画が定められており、7年以内に見直しがされていること

様

横 浜 市 長

マンション・団地再生コーディネート支援 決定通知書

年 月 日に申請がありましたマンション・団地再生コーディネート支援について、
次のとおり支援の決定をいたしましたので、通知します。

支援を行う コーディネーター	(団体名) (連絡先)
支援期間	決定通知日 ～ 年 月 日
派遣開始日 (第1回派遣)	年 月 日
過去の支援年度	
派遣条件	<ol style="list-style-type: none">1. 横浜市又は横浜市が委託したコーディネーターの支援を受けて行う、支援の目的又は内容を変更しようとするときは、あらかじめ横浜市の承認を受けてください。2. 支援は、制度要綱第3条「支援の内容」に掲げる範囲内です。3. 支援に要する派遣は支援期間内において最大5回までです。4. 制度要綱第7条「支援の停止」を受けた場合、支援に要した費用の弁済を求める場合があります。5. 支援終了後、事務局までアンケートを提出してください。6. その他、必要に応じて、条件を付するものとします。

横浜市 長

団体名

マンション・団地再生コーディネート支援 完了報告書

横浜市マンション・団地再生コーディネート支援事業制度要綱第10条第3項の規定により、支援完了について次のとおり報告します。

支援を実施した登録者	
------------	--

支援先	派遣回数	回
支援決定通知書番号		
支援の実績		
派遣日	概要	
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

事務局 使用欄	活動団体に確認しました。	確認年月日	担当係長	担当
	相手方氏名	年 月 日		

（請求先）

（請求者）

住 所 _____

団 体 名 _____

代 表 者 名 _____

マンション・団地再生コーディネート支援 費用請求書

横浜市マンション・団地再生コーディネート支援事業制度要綱第 10 条第 4 項の規定により、支援に要した費用について次のとおり請求します。

支援先	
派遣回数	回

請求金額	円		
振込先金融機関	金融機	銀行	
	関名	支店	
	口座種別		口座番号
	(カナ)		
口座名義人			